

ともに生きる社会かながわ憲章推進
特別委員会県外調査報告書

平成29年11月8日（水）～10日（金）

1 調査の概要

- (1) 調査箇所 (福)太陽の家、大分県庁、(福)博愛会(福祉農場コロニー久住)、(福)やまなみ会(阿蘇くんわの里)、熊本県庁
- (2) 出席委員 八木委員長、いとう副委員長、芥川、瀬戸、守屋、杉本、しきだ、土井、日下、佐々木(正)、楠の各委員
- (3) 調査日 平成29年11月8日(水)から10日(金)まで

2 (福)太陽の家

(1) 調査目的

社会福祉法人太陽の家は、障害者が働き、生活する施設であり、障害者の働く場づくりに努めている。職能開発として、職業能力の評価、治工具や自助具など福祉機器の開発や改善、就労環境や住環境に関する研究及び技術的支援、外部団体(大分大学、大分県産業科学技術センター等)との共同研究などの事業に取り組んでいる。

また、障害者スポーツ活動として、大分県などが主催する世界最大、最高のレースである大分国際車いすマラソン大会の実行委員会の一端を担い、参加選手のクラス分けや受付の支援を行っている。

本県においても、ともに生きる社会かながわを目指して、障害者の生活支援及び就労・雇用対策に力を入れていることから、同法人における障害者の職能開発やスポーツ活動等の取組を調査することにより、今後の委員会調査の参考に資する。

(2) 主な説明項目

太陽の家は、「どんなに重度の障害があってもありのまま受け入れられ、人間としての尊厳が保たれる社会の実現」をリードしている。成長、拡大とは異なり、本来日本人が大切にしてきた「共生」、「調和」に重きを置く風土の確立を目指している。地域密着をいつも考え、障害のある方々が施設で生活するのではなく、一市民として地域で自立する暮らしを応援し、地元の大分県に愛される太陽の家文化を創造する。

創設者である中村裕博士のチャレンジ精神を引き継ぎながら、障害者の仕事や生活をサポートする。1965年の創設以来、障害者の働く場づくりに取り組み、多くの人がその能力を発揮して働いている。

ア 就労継続支援A型

太陽の家が雇用することにより、就労の場を提供し、生産活動を通じた社会参加を実現する。さらに、一般企業や共同出資会社、協力企業などへの移行を目指す方に技能や技術の習得を支援する。

(・別府工場：制御機器部品の組立等、・サンストア：スーパーマーケット)

イ 就労移行支援・就労継続支援B型

様々な作業（制御機器、印刷、情報処理、電機、機材、紙材、F J 機器、電材、福祉用具、電子、環境、工芸）の場を提供している。

ウ 協力企業

就労訓練のために様々な仕事を提供していただいている。

エ 共同出資会社

太陽の家と企業が資本資金を出し合って設立した会社で、現在8社（オムロン太陽(株)、三菱商事太陽(株)、富士通エフサス太陽(株)、ホンダ太陽(株)、ホンダR&D太陽(株)、ソニー・太陽(株)、デンソー太陽(株)、オムロン京都太陽(株)）あり、多くの障害者を雇用している。

これらの会社では、企業が仕事の確保と生産や技術指導を、太陽の家が健康管理や日常生活などを支援するユニークなシステムを採用している。

オ スポーツ活動

仕事の後や休日に、車椅子バスケットボール、車椅子テニス、卓球、ローリングバレーをはじめ、重度の障害者を中心とした車椅子ツインバスケットボールやボッチャ、卓球バレー、フライングディスクも盛んである。

(3) 主な質疑応答

質 疑 50年という長い歴史を地域、企業の方々と一緒に歩んできたことが非常に凝縮されていると思っている。今、いろいろな方がこの施設をよりどころにしていると思うが、始めて、年を追うごとに事業が拡大してきたからこそ、見えてきた課題はあるのか。

応 答 50年が経過し、今、長く活動してきた方が、年を取り、障害のある方も同好会としてずっとここで働いている。多くの方々は、できれば周辺で、安心して暮らしたい、暮らし続けたいという方々に住居、暮らす環境をどうするかというのが、一番の課題である。

質 疑 いろいろ地域全体がバリアフリーになっているが、恐らく別府市民が障害などに理解があると思う。地域との関係の中で、別府市だからこそできたものはあるのか。

応 答 別府市は温泉地であり、いろいろなところから集まって来るという土壌はあったと思う。そして、それを受け入れるという土壌も非常にあった。そんな中、太陽の家を造り、安住づくりの中心になっていたという歴史がある。安住づくりと言っても、つくったわけではなく、自然にでき、車椅子の市議会議員の方の影響がすごく大きいと思う。

質 疑 入所している方々というのは、どういった方々が住んでいるのか。

応 答 基本的には、就労継続支援B型を利用している方々と就労移行支援を利用している方々である。50年の歴史があり、昔から入所施設を利用している方がいて、その方々が継続して利用している状況である。

質 疑 そうすると、ほかには就労継続支援A型の方、社員寮の方、地域に

住んでいる方は、例えば、グループホーム、アパートなど、環境が整って生活しているのか。

応 答 太陽の家は、グループホームはもっていないので、福祉ホームズがあり、車で20分くらいのところから通っている社員もいる。

質 疑 福祉ホームズとは、一戸建てであるか。

応 答 完全バリアフリーのアパートである。それで、ほかの方々はこの周辺のアパート、一戸建てに自分で建築したものや家主の了承を得て、できる改造をしながら、住んでいる。

質 疑 その改造や改修費用は、別府市や大分県から補助が出るのか。

応 答 別府市からは、既定の部分しか出ない。大分県からは出ない。

質 疑 三障害一元化ということで、今、神奈川県も障害者職業能力開発校というものがあり、そこで、昔は身体障害者の方々が基本的に訓練をし、今は精神障害の方々が訓練をしている。

今回、こちらの施設を視察して、精神障害者の方々等の休憩所などをいち早く取り入れており、時代の流れなどを敏感に捉えて障害者の方々の雇用を促進していると感じた。

そういったためには、スペースなどの理解を促進するための人、治療ではないが、障害者の方々のケアをする人たちをそろえてなければならない。三障害一元化で精神障害者に対する理解が進んでいないという中でいち早く取り入れているので、三障害一元化に対する取組、方向性などはどのように考えているのか。

応 答 いち早くと言っていたが、遅れており、もっと積極的に行っていかななくてはならないと思っている。太陽の家は、人間としての尊厳が保たれる社会を実現したいという思いがあり、精神障害、発達障害の方々に対して私たちができることはまだまだあると感じている。

例えば、休憩するスペースや若干の専門性のある職員を拡充しているところであり、これからはそういった方々をたくさん受け入れていかないと、働く障害者の拡大は難しいと考えている。

質 疑 太陽の家では、地域の方々とのどのように交流しているのか。

応 答 まず、地域交流であるが、特に何を行うというわけではない。自然の中に太陽の家があるので、あえて言うのならば、ここで年に2回の夏祭りを開催している。それから、太陽の家の近くに小学校があり、通学経路に指定されているわけではないが、自然にこの中を通して学校に行く子供もいる。

また、小学校の運動会に車椅子用のテントが用意されている。太陽の家からこうしてほしいとは言っていないけれども、自然にそのような形ができていく。居て当たり前、居ないとおかしいといった感じである。

質 疑 本県の障害者支援施設で大変痛ましい事件があり、それを受けて特

別委員会を設置し、このように視察に伺った次第である。神奈川県でこのような事件が起きたことは非常に残念であり、あの事件を大分県の皆様、それから長年にわたって創設者の理念を具体化してきた立場から、差別的な言動が後を絶たない状況に対して、あの事件をどのように受け止めているか。

応 答 私たちにとっても非常に衝撃的な事件であり、施設利用者にもどのような影響を与えるのかということ考えた。すぐに対応したことは、太陽の家の代表者、協力企業の代表者などはあなた方と同じ気持ちであるというメッセージを利用者、支援者等に出して、共に考えようと伝えた。

また、安全や防犯対策という部分については、太陽の家は全面塀はなく、夜間の施錠もないので、どのような対策を取るべきか考えたが、開かれた施設、皆が私どもの生活を知っている共にある市民だと知ってくれている以上の防犯というのは、ないという判断になった。

今回、たまたま障害者施設だからといって、特別に注目されているというのはおかしいと思うし、それがまた差別の一つではないかと思う。

質 疑 解決策というか、なかなか安全と開かれた施設との両立をどのように図っていくかという中で、これは最善だというものはないと思うが、どのように思われるか。

応 答 解決策は、ないと思う。解決するならば、隔離するしかないと思う。

(※ 上記以外の質疑は、施設見学中に随時行われた。)



(4) 調査結果

(福)太陽の家では、職能開発として、職業能力の評価、治工具や自助具など福祉機器の開発や改善、就労環境や住環境に関する研究及び技術的支援、外部団体(大分大学、大分県産業科学技術センター等)との共同研究など日本を代表する大企業と提携し、多くの重度障害者を雇用した事業に重点を置いていた。

以上のように、障害者の職能開発やスポーツ活動等の取組を調査したことにより、本県の今後の施策を調査する上で、参考に資することができた。

3 大分県庁

(1) 調査目的

大分県では、地方創生の一環として「人を大事にし、人を育てる」取組を推進し、誰もが皆、安心して心豊かに生活できる大分県をつくるため、子育て満足度、健康寿命、障害者雇用率という三つの日本一への挑戦を掲げている。中でも、2015年の障害者雇用率は全国2位であり、身体障害者の雇用率は全国1位を維持しており、雇用率アップのための多くの方策として、企業の雇い入れ体験や障害者雇用アドバイザーの配置など、様々な雇用の拡大支援を行っている。

また、障害者雇用率日本一について、ものづくり現場等における就労促進や農福連携などを行っていくこととしている。

本県においても、ともに生きる社会かながわを目指して、障害者の就労・雇用対策に力をいれているが、神奈川県障害者雇用率は全国でも非常に低い水準であることから、同県の障害者雇用率全国1位を目指した取組等を調査することにより、今後の委員会調査の参考に資する。

(2) 主な説明項目

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」では、障害者が地域で暮らし働ける社会づくりを推進するため、サービス提供基盤の整備や地域生活への移行促進とともに、障害者の雇用の拡大や職場定着のための支援の充実等を図っている。

大分県の民間企業等における障害者実雇用率の推移は、直近の平成28年6月1日時点で、大分県は全国順位2.46%の3位である。1位は奈良県の2.60%、2位は山口県の2.47%になり、上位県はきつ抗している。障害者の雇用率の算出については、本社がある県の雇用されている障害者をカウントしている。

障害区分別実雇用率は、大分県は身体障害者の雇用率1.72%で全国1位となっており、2位は宮崎県の1.60%である。この身体障害者の雇用率が、大きく大分県の雇用率を引き上げている。しかし、知的障害者の雇用率は0.54%の19位、1位は奈良県の0.97%であり、ここは大きな差が出ている。また、精神障害者は0.20%の15位、1位は岡山県の0.32%で、まだまだ知的障害者、精神障害者の雇用については全県的に低い状況である。

雇用啓発として、障害者雇用事例集の作成及び雇用促進セミナーの開催を平成26年に実施している。

雇用創出として、就労継続支援A型事業所の整備促進ということで、雇用の福祉的就労先であるA型事業所の新設支援、若しくは増員における施設整備の補助を行っている。

就業、定着支援として、障害者就業・生活支援センターに障害者雇用アドバイザーの配置を平成27年から行っており、民間企業における雇用率未達成企業を中心に訪問し、雇用の切り出しを行っている。障害者就業・生活支援センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて県知事が指定した機関であり、職

場不適應により離職した障害者や離職のおそれのある在職中の障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図っている。

(3) 主な質疑応答

質 疑 精神障害者の雇用に関する考え方の部分と、農福連携の関係で、知的障害者の方を雇用しており、精神障害の方にも農福連携というのは効果があると思っているが、その辺りはどのように考えているのか。

応 答 精神障害者は、一人一人個性が違う。実は、神奈川県は、精神障害者の雇用率は大分県より上である。神奈川県は、精神障害者を雇用する企業に対し、特に支援員に対しての助成を行っている。我々は、その取組を参考にしており、それを実現できないか検討中である。大分県も国もそうであるが、精神障害者を職場でサポートするという要請を国が始めた。大分県は、発達障害者を雇用する企業がサポーターとしてどういった職務を置くかといった部分を応援していきたいし、精神障害者の専門家に対する意見も聞いていきたいと思う。

農福連携の精神障害者の在宅就業について、精神障害者の特性としては、時間に縛られず、出来る時間で行うというところが合っている。在宅就業という考え方にも、我々は難病の患者の方にも在宅就業という在り方を検討している。九州では、熊本県に在宅就労支援事業団があり、相談のあった方についてはその事業団を紹介している。

質 疑 農業実施事業所数及び定員等は、32事業所、定員938人、平均工賃月額1万1,407円ということで、成功事例のひまわり畑は、平均工賃月額が3万3,835円の工賃であるが、ここはどのようなことを行っているのか。

応 答 ひまわり畑については、就労継続支援B型の工賃になっており、これ以外のところは、就労継続支援A型や複合的に行っている。高菜の栽培を就労継続支援B型が行っており、就労継続支援A型で加工をし、一連の流れの中で行っている。地元のスーパーなどからのファンドで行っているところで、拡大している事業所である。事業所によって目的が違うが、今年から技術的な支援として、アグリ就労アドバイザーを配置している。

質 疑 大分県の障害者雇用率は上位であるが、県として民間企業に対して、周知や雇用促進の取組などの特徴はあるのか。

それから、全国障害者芸術・文化祭の誘致は手上げ方式で、意欲のあるところが厚生労働省に説明し、それで公開されるという流れだと思う。全国障害者芸術・文化祭を来年行うに当たって、いつ頃から、どのようなきっかけで招致、開催を検討したのか。

応 答 まず、企業に対する働き掛けの中の変え方であるが、全国の順位の

トレンドを見ると、就業者数は都市部の方が分母がかなり大きいので、どうしても雇用されている障害者の数も多いが、率としてはふくらんでしまう傾向にある。下から数えると、愛知県、東京都、千葉県、愛媛県、神奈川県という順番にあるが、そこは都市部という場合の性格はある。

地元企業に雇用を促進してもらうような働き掛けをしなければならぬ中で、法定雇用率未達成企業という率を国が出している。大分県は、61.2%で比較的10位以内には入っているが、そういった未達成ではない企業に対して障害者の雇用の理解を求めながら、地元企業に雇用を働き掛けている。

それから、全国障害者芸術・文化祭の誘致について、国民文化祭の開催地が全国障害者芸術・文化祭の開催地になるということが、昨年の愛知県からなっている。準備期間としては非常に短い決定である。国民文化祭は、県内の芸術団体が県に対して誘致したらどうかという声が上がった。全国障害者芸術・文化祭については、今年の奈良県からは一体的に国民文化祭と分けての開催はやめた。そうすることにより、子供から大人まで、障害のある方もない方も楽しむことができるお祭りにしたいということである。誘致の経緯は、厚生労働省にとりよりは文化庁に対しての誘致の経緯である。

質 疑 大分県は、身体障害者の雇用率が1位ということで、そのほかの知的や精神障害者でも14位、19位などであるが、伸び率がすごいという評価を受けていることがとてもすごいと思っている。大分市、別府市、日田市、佐伯市の職業能力開発校で、受講料を無料で行っており、企業実習を事前に学べる環境を整えているところから、障害者の雇用率が上がることに繋がっていると思うが、どうであるか。

応 答 県下四つの職業能力開発校で実習を行っているが、それは実施を受け入れてくれる企業に対しての支援も含めて行っている。多様に働く先が運営を支えているのではないかと思う。

質 疑 障害者の方々の定着率はどのくらいであるか。

応 答 傾向としては、やはり身体障害者の定着率は1年で、高校生の1年の定着率よりも高いということである。ただ、精神障害者などについては、定着率は1年で身体障害者は8割を越えているが、精神障害者は7割から6割である。

(※ 上記以外の質疑は、施設見学中に随時行われた。)



(4) 調査結果

大分県では、障害者就業・生活支援センターに雇用アドバイザーを配置し、民間企業における雇用率未達成企業を中心に訪問し、雇用の切り出しなどに取り組んでいた。

以上のように、大分県における障害者雇用率全国1位を目指した取組等を調査したことにより、本県の今後の施策を調査する上で参考に資することができた。

4 (福)博愛会 (福祉農場コロニー久住)

(1) 調査目的

社会福祉法人博愛会では、昭和25年から浮浪者救済のための施設を創り、農業や加工場、レストランなどの障害者就労の場を積極的につくっている。特に福祉農場コロニー久住では、農福連携をしており、農畜産や農産加工に力を入れ、農業を通じて「働く」、「生きる」ことの実感を体得し、社会的自立を目指した障害者生活支援などにも積極的に取り組んでいる。

また、山の恵まれた自然を生かしたレジャー施設を活用し、障害者が誇りを持って働ける多様な仕事をつくり出しており、安心して暮らせるように給与にもこだわって、高水準を実現している。高水準の給与を生み出す安定基盤として、山などで働く障害者の仕事が循環する体制づくりを確立させている。

本県においても、ともに生きる社会かながわを目指して、障害者の生活支援及び就労・雇用対策に力を入れていることから、同法人における農福連携の取組等を調査することにより、今後の委員会調査の参考に資する。

(2) 主な説明項目

(福)博愛会は、昭和25年に初代理事長が敗戦の混乱の中、私財を投じ、観光別府の町にあふれていた浮浪者救済のための施設を創設したのが、はじまりである。

その思いは、法人が昭和27年に設立されて以来、人の喜ぶ顔を見て喜びなさいという理念となって受け継がれている。昭和39年には、対象を知的障害者に変更し、あゆみを緩めることなく支援を続けてきた。その後、農業、加工場、レストラン、温泉施設、弁当工場やリゾートホテルなどの障害者就労の場を積極的につくり発展を続けている。(福)博愛会は、差別、偏見のない社会を夢見て、障害者が働きやすく、暮らしやすい環境を整えていくことにまい進している。

生産活動として農業があるが、豊後牛の繁殖、肥育、サラダ野菜等の周年栽培、水稻栽培、漬物加工、果樹などを行っており、日乃出食堂で自家野菜を使用している。日乃出食堂は、障害者、高齢者、地域住民が気軽に集えるコミュニティーの拠点として福祉農場コロニー久住直営のレストランであり、日乃出食堂のスタッフは時間帯にもよるが、コロニー久住の職員と利用者で調理及び接客等を行い、職員が利用者の動きに目を配りながら指示を出している。就業訓練や社会参加の後押しになるよう支援を行っている。

発達障害や精神障害と知的障害とを重複している人たちが大半であるため、毎日継続した就労は、働く意思はあるが長続きしない。職員が一つ一つ指示を与えながら意欲を維持することから取り組み、次の日もまた一から始め、少しずつ積み重ねている。

(3) 主な質疑応答

質 疑 施設運営、人員配置などいろいろとある中で、公的な支援として、市、県、国など補助はあるのか。

応 答 補助金については、いろいろと工夫している。農業を絡めた独自産

業化を進めていく中で、そのサイクルの中、障害者雇用が生まれなかという一つの方向性を探っている。例えば、入所系の施設は、建て替えなどは国や県などの補助金が出て行っているが、それ自体は楽でも、こういった生産活動をする流れというのは、補助金は難しい状況である。建物であれば問題ないが、運営という部分は自社に任されているのが基本である。

質 疑 バジルやパクチーを生産しているということで、経費などはどうであるか。

応 答 パクチーは発泡スチロールに入れて包装して出荷するが、JAの手数料や発泡スチロールなどの経費がかかる。バジルの場合は、ダンボール箱にビニールを敷き、そのまま入れるだけなので、手間も資材費もかからないので、効率が良いという状況である。

質 疑 いろいろな事業をしている中で、地域の方も一緒に農業を行ったりしているのか。

応 答 なかなか一般の方と一緒にというのは、難しい状況であり、今のところ施設内の面積も広く、この施設内で精一杯である。

質 疑 地域の子供たちとの関わりはどうか。

応 答 体験農場を開催し、大根や芋掘りなどの収穫体験を行ったり、牛の乳搾りなどを行っている。

質 疑 重度障害の方々は、博愛寮の方にいるのか。

応 答 ここも完全にバリアフリー化していないので、法人の中でそういった施設を専門的に造ろうということから、今、第一博愛寮の方ということで計画している。また、博愛寮の側にある博愛病院と連絡を密にしながら、行っていく。

質 疑 地域との関わり方として、市民生活に自然にとけこんでいるという状況を長年つくってきたということで、逆に生活の一部になっており、この施設がなくてはならない。そういった町づくりという中で住民の方々から理解をずっと示してくれている状況がどのようにできてきたのか。

応 答 昔から障害者施設というのは、山の上の方にあったり、政府の施策自体も隔離という言葉はよくないが、そういった状況に置かれてるところがあり、この福祉農場コロニー久住でも最初から開かれた施設にはならなかった。やはり障害者施設ということで、交わるということがなかったが、たくさんボランティアの方に来てもらったりする中で、少しずつ地域の方にとけこんでいった。

(※ 上記以外の質疑は、施設見学中に随時行われた。)



(4) 調査結果

(福)博愛会(福祉農場コロニー久住)では、農畜産や農産加工に力を入れ、農業を通じて「働く」、「生きる」ことの実感を体得し、社会的自立を目指した障害者生活支援などにも積極的に取り組んでいた。

以上のように、(福)博愛会(福祉農場コロニー久住)における農福連携の取組等を調査したことにより、本県の今後の施策を調査する上で参考に資することができた。

5 (福)やまなみ会 (阿蘇くんわの里)

(1) 調査目的

阿蘇くんわの里では、産学連携による障害者の自立を目指した取組として、就業機会を提供して職業能力の向上を図ることにより、利用者の社会的自立を実現すること、熊本県の地域資源である馬油脂に関する高付加価値な製品を誰も行っていない方法で製造することに取り組んでいる。

また、上記の取組として産学連携のきっかけとなったのは、鳥取大学の当該出願済み特許に記載されていた技術内容の導入を目的に鳥取大学へコンタクトし、阿蘇くんわの里が鳥取大学と特許実施許諾及び技術援助契約を締結後、僅か5箇月で精製馬油に関する新商品の量産を開始することができている。

本県においても、ともに生きる社会かながわを目指して、障害者の生活支援及び就労・雇用対策に力を入れていることから、同法人における産学連携による障害者の自立を目指した取組等を調査することにより、今後の委員会調査の参考に資する。

(2) 主な説明項目

阿蘇くんわの里は、知的障害や身体障害のある人々が集う障害者支援施設である。一人一人の個性を生かし、働く喜びを知り、自立するための入所・通所施設を完備しており、心身ともに健全な社会人の育成を目指し、トータルでサポートを行っている。

阿蘇くんわの里内に事業所がいろいろあり、就労継続支援B型の作業の中に馬油製造、販売を行っている。

馬油に至る経緯であるが、昔から障害を持った方々の作業場の提供として、毎日作業はしているものの、企業から下請けという感じで受けていたが、どうしても企業の動向に左右される状況なので、自社製品のものを作ろうということから、話が始まっている。

特許関係として、平成17年11月に鳥取大学が動物油脂の製造方法及び製造装置という部分で特許を取っていた。阿蘇くんわの里の特許の場合は、動物油脂の製造方法及び製造装置という部分で、鳥取大学の特許を使っている。有効期間は2年間で、その後、1年間自動更新である。対価、支払いの部分は、一時金を最初もらい、その後は1年ごとの実績に基づいて報告し、支払いしていくという特許契約を結んでいる。

今、中断しているが、鳥取大学と共同研究契約として、馬油は水と混ぜりにくくという部分で、キチンナノファイバーを配合した乳化剤について平成24年8月に研究しているが、まだ結果が出ていない状況である。

商標登録については、和潤精オイルを平成23年1月に商標登録をしている。あとは、馬油表彰として、馬油クリームが真心絶品認定、和潤精オイルが推奨状を受けている。

鳥取大学農学部獣医学科との関わりについては、平成20年4月に鳥取大学の特

許の記載を見付けて相談したことから、産学連携につながった。実施許諾した技術内容としては、ダチョウを対象とした高付加価値産物製造の可能性を模索し、ダチョウ、馬、エミュ等の動物油脂に関する安全な製造方法を確立していた。

特許内容は、従来の精製方法で発生する油脂の変質、変性を抑えるとともに精製におけるハイコストを改善し、高品質の動物油脂を効率的に製造できる精製方法とその精製装置である。

(3) 主な質疑応答

施設内を視察しながら、各自質疑を行った。

(※ 質疑は、施設見学中に随時行われた。)



(4) 調査結果

阿蘇くんわの里では、馬油の生産や販売等、直接ものづくりやその物売ることなどに携わることで、利用者の意識向上や自立意識の促進をより一層積極的に図っていけるように取り組んでいた。

以上のように、産学連携による障害者の自立を目指した取組等を調査したことにより、本県の今後の施策を調査する上で参考に資することができた。

6 熊本県庁

(1) 調査目的

熊本県では、これまでも行政や関係団体等により、障害のある人への理解を深める様々な活動を行っているが、障害のある人が生活する様々な場面で、依然として、差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じているといった現状が明らかになっている。こうした中で、平成23年7月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」制定し、平成24年4月1日から全面施行した。この条例は、障害のある人に対する不利益な取扱いや、障害のある人の社会参加を防げる社会的障壁を除去するための必要、かつ合理的な配慮に関する問題を相談活動を通じて解消し、全ての県民が互いに支え合い、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指している。

本県においても、ともに生きる社会かながわを目指して、ともに生きる社会の推進について力を入れており、今後、本県でも条例の制定に向けた検討を進めていく上で、同県の取組等を調査することにより、今後の委員会調査の参考に資する。

(2) 主な説明項目

熊本県では、条例に基づき、障害のある人もない人も安心して暮らすことができる社会づくりに取り組んでいる。

条例制定の経緯については、障害者の権利条約に記載のとおり、世界的にも差別の禁止に向けた取組が動き出し、併せて国内法の整備も進んでおり、熊本県でも差別をなくすための条例制定に向けた準備を進めていくため、障害のある人や関係者、県民の声を聞く場を設けるマニフェストを掲げ、具体的に条例制定に向けた検討の動きを開始した。県内相談窓口調査（障害を理由とした差別相談）を行い、条例の素案の検討をし、素案を作成している。関係団体との意見交換、事業者や県民への説明会を開催し、差別の定義、合理的配慮に関する負担などの意見を頂き、パブリック・コメントを実施した。その後、平成23年7月に条例が制定されたところである。

この条例の目的は、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進する。それにより、障害の有無にかかわらず、全ての県民が社会の対等な構成員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現「共に生きる熊本」づくりを目指す。条例のポイントは、「不利益取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」、「相談体制及び個別事案解決の仕組み」、「県民の理解の促進」である。

ア 不利益取扱いの禁止

何が不利益取扱いに当たるかの「ものさし」として、8分野で規定する。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・ 福祉サービス | ・ 教育 |
| ・ 医療 | ・ 建物等、公共交通機関の利用 |
| ・ 商品販売、サービス提供 | ・ 不動産の取引 |
| ・ 労働者の雇用 | ・ 情報の提供 |

イ 合理的配慮の提供

社会的障壁の除去について、過剰な負担とならない範囲で、必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

求められる合理的配慮の内容は、事案ごとに個別に判断する。（一律の基準は設けていない。）

ウ 相談体制及び個別事案解決の仕組み

地域相談員及び広域専門相談員による相談対応、熊本県障害者の相談に関する調整委員会による助言やあっせんをする。

エ 県民の理解の促進

啓発活動として、県出前講座、職員研修、条例ポスター掲示、相談事案の相手方への研修などを行う。

その他の特徴として、障害者虐待防止法の「障害者虐待（3類型）」にあたらぬ事案も条例で対応する。

(3) 主な質疑応答

質 疑 市町村とは、どのような連携をし、役割分担はどのようになっているのか。

それから、障害の害の字は、漢字とひらがなの表記の使い分けはどのようになっているのか。

応 答 役割分担としては、市町村の身体障害者相談員、知的障害者相談員に地域相談員になってもらっている関係で、その辺りのやり取りをし、あとは市町村でも差別解消法ができ、相談体制、相談受付があり、直接窓口で相談した場合には、市町村で対応したり、県の特定相談に相談があるので、それぞれ身近な地域、あるいは県で専門的に相談が対応できる体制でやり取りしながら、相談に対応している状況である。

それから、障害の害の表記については、熊本県においても基本的には障害の害はひらがなでということに対応しているが、法律に基づく要綱や医学的、専門的用語については、漢字の害を用いている。

質 疑 市町村と連携している中で、問題点があった場合に年間を通じて、お互いの意見交換会や勉強会のようなことはしているのか。

応 答 市町村研修会を年に2回ほど開催しているが、その中で条例の話などをしていることがある。

質 疑 相談分野は、どのようなものが多いのか。

応 答 特にこれが多いというのはないが、よく目にする相談としては、不動産関係が多く、あとは行政機関における対応などの事案である。

質 疑 障害者差別解消法が、都道府県、地方自治体にいろいろな責務や規定をしているが、法が施行されたものと今回の条例が、整合性が取れているのか。また、今の見直し規定があり、3年ごとに見直しを行っている中で変化がないように思うが、そういった議論があったのか。

それから、差別の禁止、不利益取扱いについては、8分野、限定列挙していると、かえってそこに拘束されて、いろいろな状況の変化に応じた対応がなかなか出来難いという印象がある。よくあることは、計画を策定し、そこで具体的な施策についてはというケースがある中で、このような手法を取った考え方、また、合理的配慮の分野というところのバランスはどういった形で、この条例をつくり上げてきたのか。あと、政令市を抱えた熊本県がこの条例を策定するに当たって、そういったところとの調整、課題、連携の状況は、政令市との関係に限って聞きたいと思うが、どうであるか。

応 答

一つ目、二つ目の法律との整合性、それから、法律施行と合わせて3年見直しの議論があったのでその点についてであるが、法律との整合性については、基本的な考え方というのは法律とほぼ同内容なので、そのところのそごや不一致は現時点ではないと考えている。ただ、条例のつくりとして、当然、法律に基づいて作成しているので、合理的配慮の考え方が差別に入るのか、入らないのかという議論が制定時にあり、改正前、条例制定時点では、合理的配慮をひとくくりに差別という位置付けはしていなかった。しかし、法律が施行されると差別の中に、差別的取扱いと合理的配慮という位置付けになっているので、見直しを3年見直しのときに行ったという経緯である。あと、3年見直しの中で、難病の取扱いについては、障害者基本法の中では難病というのは明記がなく、その他の障害として位置付けがされていると思うが、条例制定の時点から難病の団体等からいろいろな意見があり、難病を条例に明確に記載すべきではないかという議論を行い、それを3年見直しの時点で改正をした。

それから、三つ目の不利益取扱いの限定列挙の点についてであるが、条例制定時は大分遡るので詳しい経緯は分からない部分もある。もともと条例のベースは、千葉県の条例を基本的に参考とした経緯があり、本県としてもこの8分野でよいのかという議論があったが、庁内、関係団体と意見を交わして、8分野とつくり上げた。また、合理的配慮については、逆に限定してしまうと多種多様な配慮が考えられるので、幅広く規定を設けておいて、個別に判断をする。

あと、政令市との関係であるが、この条例は政令市になるのと同じ時期くらいに条例を制定し、熊本市が政令市になった経緯がある。対応としては、事案によって連携を取りながら行っている。

質 疑

相談事例の合理的配慮の部分で、工事が必要というところからハード面の問題が出てきて、それを解決するために条例に基づく補助金などを使うのか、ハード面の改修の解決方法はどのように考えているのか。

応 答 環境の整備については、条例に基づく補助金というのは特段設けていない状況である。環境整備の相談があった場合には、所管している課に連絡し、対応が可能な範囲で対応を検討している。事業所についても同様に補助制度は設けていないため費用の問題があるので、予算的にすぐ対応可能なものと、すぐにはできないものがある。しかし、ほかの手段がないか探っていき、話し合いながら解決に向けて行っている。

質 疑 県庁では、バリアフリーは進んでいるのか。

応 答 環境的には、支障がないと思う。ソフト面という部分では、まだまだ全庁に向けて適切な配慮をするという取組をこれからも進めていくべきだと感じている。

(※ 上記以外の質疑は、施設見学中に随時行われた。)



(4) 調査結果

熊本県では、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならないという使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を築いて次の世代に引き継いでいくこと目指して条例を制定していた。

以上のように、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の概要と実施状況の取組を調査したことにより、本県の今後の施策を調査する上で参考に資することができた。

<参 考>

- 1 随 行 者 吉田主査（議会局議事課）、高田副主幹（保健福祉局総務室）、
上西主幹（教育局総務室）

- 2 各調査箇所における出席者
 - （1）（福）太陽の家
（福）太陽の家副理事長、同事務局長、同法人部長
 - （2）大分県庁
大分県議会事務局長、大分県福祉保健部障害福祉課地域生活・就労支援班主幹
 - （3）（福）博愛会（福祉農場コロニー久住）
（福）博愛会パルクラブ施設長、同福祉農場コロニー久住施設長
 - （4）（福）やまなみ会（阿蘇くんわの里）
（福）やまなみ会阿蘇くんわの里常務理事・総括施設長、同副施設長
 - （5）熊本県庁
熊本県障がい者支援課長、同主幹、同広域専門相談員